

第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会の名称は、第 50 回全国育樹祭秋田県実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、第 50 回全国育樹祭（以下「育樹祭」という。）の開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 育樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (3) その他育樹祭の開催に必要な事項に関すること

第 2 章 組織

(組織)

第 4 条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

2 委員等は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。

3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。

4 監事は、財務を監査する。

(任期)

第 6 条 委員等の任期は、第 16 条の規定により実行委員会が解散する日までとする。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(報酬及び旅費)

第 7 条 委員等への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

2 前項ただし書きの規定により報酬及び旅費を支給する場合には、秋田県の財務に関する諸規定に準じて支給することとする。

第3章 会議

(総会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長、副会長及び委員（以下実行委員」という。）及び監事をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関する事
 - (2) 育樹祭の企画及び運営の基本的事項に関する事
 - (3) 事業計画及び事業報告に関する事
 - (4) 予算及び決算に関する事
 - (5) その他育樹祭の開催に関し重要な事項に関する事
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ、開会し、議決することができない。ただし、やむを得ない理由により総会に出席できない実行委員は、代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、実行委員と同一の権限を付与するものとする。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 6 前項の場合においては、議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 7 会長が必要と認める場合は、事前に送付した議案に対し書面をもって評決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(総合企画委員会)

第9条 実行委員会に総合企画委員会を置く。

- 2 総合企画委員会は、委員長、副委員長、委員（以下「総合企画委員」という。）をもって構成する。
- 3 総合企画委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 総合企画委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 5 第6条及び第7条の規定は、総合企画委員会において準用する。
- 6 総合企画委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項で、特に必要と認められる事項に関する事
 - (2) 第8条第3項各号に掲げる事項以外で、育樹祭の開催に必要な事項に関する事
 - (3) その他会長が必要と認める事項に関する事
- 7 第8条第4項から第8項までの規定は、総合企画委員会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「総合企画委員会」と、「会長」とある

のは「委員長」と、「実行委員」とあるのは「総合企画委員」と読み替えるものとする。

- 8 前各号に定めることのほか、総合企画委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(専門部会)

第10条 総合企画委員会は、必要があるときは、特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会で決議した事項については、委員長の承認を得ることにより、総合企画委員会の決定とすることができる。
- 4 専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

第4章 専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は、総会で議決すべき事項について、総会を招集するいとまがないとき、又は簡易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を秋田県農林水産部全国育樹祭推進室内に置く。

- 2 事務局の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第14条 実行委員会の決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散したときに有する残余財産は、秋田県に帰属するものとする。

第8章 補足

(補足)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和8年4月1日から施行する。